

10月から

国民健康保険と老人保健の一部が変わります

急速な少子高齢化の進展の中で、国民健康保険の制度を維持し将来にわたり持続可能とするために、医療給付費の伸びと被保険者の負担の安定を図るため改正が行われました。

①高齢者の自己負担の見直し

70歳以上の高齢者のうち、一定以上の所得がある方の自己負担割合が変わります。
一定以上所得者の自己負担割合が、2割から3割に引き上げられます。
一定以上所得者以外は1割のまま据え置かれます。

9月30日まで		10月1日から	
一定以上所得者	2割	一定以上所得者	3割
一般、低所得Ⅰ・Ⅱ	1割	一般、低所得Ⅰ・Ⅱ	1割

※一定以上所得者 課税所得（町県民税）145万円以上の人

世帯の収入	夫婦2人世帯	520万円以上（年収）
	単身世帯	383万円以上（年収）

②高額療養費(老人保健の場合は高額医療費)にかかる自己負担限度額の見直し

医療機関に支払う自己負担の1ヶ月の限度額が変わります。

●高額療養費(医療費)の自己負担限度額が変わります

70歳未満の人 9月30日まで			70歳以上の人 9月30日まで		
自己負担限度額（月額）			自己負担限度額（月額）		
	3回目まで	4回目以降		外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	72,300円+医療費が241,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	40,200円	一般	12,000円	40,200円
上位所得者	139,800円+医療費が466,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	77,700円	一定以上所得者	40,200円	72,300円+医療費が361,500円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (4回目以降の場合40,200円)
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円	低所得Ⅰ	8,000円	24,600円
			低所得Ⅱ		15,000円

10月1日から			10月1日から		
自己負担限度額（月額）			自己負担限度額（月額）		
	3回目まで	※2 4回目以降		外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
一般	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	44,400円	一般	12,000円	44,400円
※1 上位所得者	150,000円+医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算	83,400円	一定以上所得者	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (4回目以降の場合44,400円)
住民税 非課税世帯	35,400円	24,600円	低所得Ⅰ	8,000円	24,600円
			低所得Ⅱ		15,000円

※1 基礎控除後の総所得金額などが670万円を超える世帯

※2 過去12ヶ月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

人工透析を要する上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます

③現金給付の見直し

出産育児一時金の金額が変わります。

●被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が、現行の30万円から35万円に引き上げられます

9月30日まで 1児につき300,000円	➡	10月1日から 1児につき350,000円
--------------------------	---	--------------------------

※問い合わせ 住民課国保年金班 ☎84-1214